

世界に類を見ない速度で高齢化が進むなか、わが国の社会保障制度のあり方が問われています。とりわけ、二〇〇〇年を目標に、国民負担を見直そうとする医療保険制度抜本改革や、サービスのシステムが大変革される介護保険制度の創設は、多くの国民に、とくに高齢者の方に対して、大きな期待と不安を投げかけているのではないのでしょうか？

四月からスタートする介護保険制度は、昨年十月から全国一斉に「要介護認定」が開始され、現在は、要介護度に応じた「介護サービス計画（ケアプラン）」が作成されつつあります。「要支援」「要介護1～5」の各ランクごとに利用できるサービスの上限が決まっているので、その範囲内で十数種類あるサービスを組み合わせることになります。唯一、サービス給付額に含まれず、別に支給されるのが「居宅療養管

## 介護保険と口腔ケア(1)

理指導」です。居宅療養管理指導のうち、歯科医師・歯科衛生士が行う指導の中心となるのが「訪問口腔ケア」です。

主治医意見書のなかの「嚥下性肺炎」の可能性にチェックがあれば口腔ケアは必須であるし、重度の糖尿病であれば歯周病の増悪が

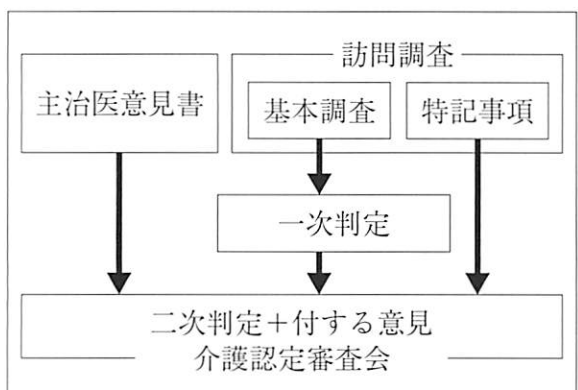
予知されます。特記事項の「嚥下」「食事摂取」「口腔清潔」の三項目に記載されていたら口の中に問題がある場合がほとんどであり、認定審査会で口腔ケアの必要性の意見が付されたら当然行われなくてはなりません(図)。

ケアプランは自分でも作れます

## 口腔ケア支援センター始動

が、ケアマネジャー(介護支援専門員)に依頼するのが便利です。前述のような口の中の心配事があれば、ケアマネジャーとよくご相談の上でケアプランを作成していただきたいと思います。

以上のような介護の現場での口腔ケアの重要性をかんがみた視点に立って、「要介護者の自立や生活の助け、介護負担を軽減させるために、口腔ケアの充実を進める」という徳島県歯科医師会の理



介護保険制度における要介護認定のしくみ



老人クラブにおける口腔ケア勉強会

念を、県民のみなさんに広く知っていただき、また口腔ケアを十分に理解していただくことを目的として、昨年十月、徳島県歯科医師会のなかに「口腔ケア支援センター」を設立いたしました。

要介護者への口腔ケアについて、個人的なご質問やご相談、在宅・施設訪問歯科診療のお問い合わせ、老人クラブ勉強会や施設職員研修会などのご依頼は、左記まで。

徳島県歯科医師会

口腔ケア支援センター

担当理事 佐藤 修斎

(088) 631-3977